

制定 平成14年 1月18日 近運旅二公示第 3号
改正 平成17年 2月21日 近運自二公示第61号
改正 平成17年 4月 1日 近運自二公示第 3号
改正 平成17年 4月28日 近運自二公示第11号
改正 平成18年 3月30日 近運自二公示第64号
改正 平成20年 6月13日 近運自二公示第 7号
改正 平成21年 3月11日 近運自二公示第74号
改正 平成24年 1月30日 近運自二公示第36号

公 示

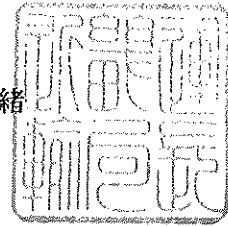
一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可申請、譲渡譲受認可申請及び相続認可申請等について、道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成24年 1月30日

近畿運輸局長

石津 緒



記

I. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

1. 営業区域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域は次のとおりとする。

- (1) 大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市（ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。）及び大阪国際空港（池田市のうち空港区域に限る。）
- (2) 池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡及び大阪国際空港（豊中市のうち空港区域に限る。）
- (3) 京都市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、乙訓郡及び久世郡
- (4) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市及び川辺郡
- (5) 姫路市（ただし、平成18年3月27日に編入された旧神崎郡香寺町、旧宍粟郡安富町及び旧飾磨郡の区域を除く。）
- (6) 奈良市（ただし、平成17年4月1日に編入された旧添上郡月ヶ瀬村及び旧山辺

郡都祁村の区域を除く。)

(7) 大津市

(8) 和歌山市及び海南市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧海草郡下津町の区域を除く。)

2. 年齢

申請日現在の年齢が65才未満であること。

3. 運転経歴等

有効な第二種運転免許(普通免許、中型免許又は大型免許に限る。以下同じ。)を有していること。

かつ、申請日現在における次に掲げる年齢区分に応じて定める国内の自動車運転経歴、タクシー又はハイヤーの運転経歴等の要件すべてに適合するものであること。

(1) 35歳未満

① 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者(運転者として雇用されていること。

② 申請日を含み申請日前10年間無事故無違反であること。

(2) 35歳以上65歳未満

① 申請日を含み申請日前25年間のうち、自動車(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第一に規定する普通自動車(四輪以上の自動車に限る。)、小型自動車(四輪以上の自動車に限る。))及び軽自動車(民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。))とする。)の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。

② 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

なお、当初、タクシー又はハイヤー運転者として雇用され、引き続き支局へ選任届を提出した運行管理者又は整備管理者として選任された場合を含む。

4. 法令遵守状況

(1) 申請日を含み申請日前5年間及び申請の処分日までに、次に掲げる処分を受けていないこと。

また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の5年前においてその処分期間が終了していること。

① 道路運送法又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分

② 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分

③ タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分(平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)

- ④ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
 - ⑤ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）、その他これらに準ずる法令の違反による処分
 - ⑥ 自らの行為により、その雇用主が受けた法、貨物自動車運送事業法又はタクシー業務適正化特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分（平成 14 年 1 月 31 日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。）
- (2) 申請日を含み申請日前 3 年間及び申請の処分日までに、道路交通法の違反による処分（同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を付せられた場合を含む（ただし、申請日以前の 1 年間において無事故無違反であって、申請日の 1 年前以前における道路交通法の違反が 1 回である者については、当該違反が反則点 1 点以下である場合（併せて反則金の納付を命ぜられた場合を含む。）又は当該違反により反則金の納付のみを命ぜられた場合に限り無事故無違反とみなして除外。））を受けていないこと。
- (3) (1) 又は (2) の違反により現に公訴を提起されていないこと。

5. 資金計画

- (1) 所要資金の見積りが適切であり、かつ、資金計画が合理的かつ確実なものであること。なお、所要資金は次の①～④の合計額とし、各費用ごとに以下に示すところにより計算されているものであること。
- ① 設備資金（③を除く。）
原則として 70 万円以上（ただし、70 万円未満で所要の設備が調達可能であることが明らかな場合は、当該所要金額とする。）
 - ② 運転資金
原則として 70 万円以上
 - ③ 自動車車庫に要する資金
新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に要する資金
 - ④ 保険料
自動車損害賠償保障法に定める自賠責保険料（保険期間 12 ヶ月以上）、並びに、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 503 号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額
- (2) 所要資金の 100% 以上の自己資金（自己名義の預貯金等）が、申請日以降常時確保されていること。

6. 営業所

個人タクシー営業上の管理を行う事務所であって、次の各事項に適合するものであ

ること。

- (1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。
- (2) 申請する営業区域内に申請日前継続して1年以上居住しているものであること等、居住する住居に永続性が認められるものであること。
- (3) 使用権原を有するものであること。

7. 事業用自動車

使用権原を有するものであること。

8. 自動車車庫

- (1) 申請する営業区域内にあり、営業所から直線で2キロメートル以内であること。
- (2) 計画する事業用自動車の全体を収容することができるものであること。
- (3) 隣接する区域と明確に区分されているものであること。
- (4) 土地、建物について、3年以上の使用権原を有するものであること。ただし、賃貸借契約期間が3年未満であっても、契約期間満了時に自動的に当該契約が更新されるものと認められる場合に限っては、使用権原を有するものとみなすものであること。
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）等の関係法令に抵触しないものであること。
- (6) 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令（昭和36年政令第265号）に抵触しないものであること。なお、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。
- (7) 確保の見通しが確実であること。

9. 健康状態及び運転に関する適性

- (1) 公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等に係る診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない健康状態にあること。
- (2) 独立行政法人自動車事故対策機構等において運転に関する適性診断を受け、個人タクシーの営業に支障がない状態にあること。

10. 法令及び地理に関する知識

申請する営業区域を管轄する運輸局長が実施する法令及び地理の試験に合格した者であること。なお、法令及び地理の試験の実施については、別に定めるところにより行うものとする。

ただし、次のいずれかに適合する者については、地理試験を免除する。

- ① 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者として雇用されている者で、申請日を含み申請日前5年間無事故無違反であった者。
- ② 申請する営業区域において、申請日を含み申請日前継続して15年以上タクシー・ハイヤー事業者として雇用されている者。

1 1. その他

申請日を含み申請日前3年間において個人タクシー事業を譲渡若しくは廃止し、又は期限の更新がなされなかった者でないこと。

1 2. 申請及び処分の時期等

(1) 申請の受付

毎年9月とする。ただし、法第8条に基づく緊急調整地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

なお、申請書の様式については、別に定める。

(2) 法令及び地理の試験の実施

毎年11月1日から11月30日までの間に実施する。

(3) 申請内容の確認

申請内容の確認のため、(2)の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施するものとする。

(4) 処分の時期

試験実施後の翌年2月末日までに行うものとする。ただし、当該処分日が閉庁日の場合には直前の開庁日とする。また、特別監視地域に指定されていない営業区域では、標準処理期間の範囲内で随時行うものとする。なお、緊急調整地域に指定された場合には、却下処分とする。

II. 許可等に付す期限及び条件（法第86条第1項）

1. 新規許可等に付す期限

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可に当たっては、当該許可又は認可後概ね3年間とする期限を付すこととする。

2. 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

- (1) 許可等から引き続き有効な第二種運転免許を有するものとする。なお、当該第二種運転免許の取り消し処分を受けた場合には許可の取り消しをする。
 - (2) 使用する事業用自動車は1両であり、他人に当該事業用自動車を営業のために運転させてはならない。
 - (3) 患者輸送等の特殊な需要に特化した運送のみを行ってはならない。
 - (4) 事業用自動車の両側面に見やすいように「個人」と表示しなければならない。
 - (5) 月に2日以上以上の定期休日を定めなければならない。
 - (6) 運輸局長等が日時及び場所を指定して出頭を求めたときは、特別の事情がない限りこれに応じなければならない。
 - (7) 営業中は運転日報を携行しこれに記入を行い、1年間は保存しなければならない。
 - (8) 運輸局長が発行した写真票を当該事業用自動車内に掲示しなければならない。
- ただし、タクシー業務適正化特別措置法に基づく特定指定地域及び指定地域内に

営業所を設置している事業者については、個人タクシー事業者乗務証を表示しなければならない。

- (9) 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可の取り消しをすることがある。
- (10) 健康診断は、公的医療機関等の医療提供施設において毎年受診すること。
- (11) 処分基準において許可を取り消すこととされている事項に該当した場合には、許可の取り消しをする。
- (12) 許可等の期限更新時において、年齢が満75歳に達する日以降の期限は付さない。
- (13) 許可等の日から4か月以内に事業を開始すること。
- (14) 申請書、添付書類及び陳述の内容が事実と異なることが判明した場合には許可の取り消しをすることがある。
- (15) 許可等に付した期限の更新を行わなかった場合には、その許可の効力は失う。

Ⅲ. 譲渡譲受及び相続の認可（法第36条第1項及び第37条第1項）

1. 譲渡譲受の認可

(1) 譲渡人の資格要件

申請日現在において、次のいずれかに該当するとともに、有効な第二種運転免許を有していること。

- ① 年齢が65歳以上75歳未満であること。
- ② 年齢が65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある者。
- ③ 年齢が65歳未満で、20年以上個人タクシー事業を経営している者であること。

(2) 譲受人の資格要件

I. に定める基準を満たす者であること。

ただし、5. 資金計画の①設備資金については、70万円を50万円と読み替える。

(3) 申請及び処分の時期等

① 下記②に該当しない申請者

- (イ) 申請の受付
通年受付とする。（毎年10月から翌年9月までとする。）
- (ロ) 法令及び地理の試験の実施
毎年11月1日から11月30日までの間に実施する。
- (ハ) 処分の時期
原則として毎年2月末までに行うものとする。

② I. 1. (1)、(3)及び(4)を営業区域とする、I. 10. のただし書きに該当する申請者

- (イ) 申請の受付
毎年4月から9月及び10月から翌年3月までとする。

(ロ) 法令の試験の実施

毎年5月及び11月に実施する。(各月1日から同月末日までの間に実施)

(ハ) 処分の時期

原則として毎年8月及び2月末までに行うものとする。

③ 申請書の様式

申請書の様式については、別に定める。

④ 申請内容の確認

申請内容の確認のため、①又は②の試験に合格した者について必要に応じヒアリングを実施するものとする。

2. 相続の認可

(1) 被相続人の死亡時における年齢が75歳未満であること。

(2) 相続人がI. に定める基準を満たす者であること。

ただし、5. 資金計画の①設備資金については、70万円を50万円と読み替える。

(3) 申請の受付及び法令・地理の試験並びに処分は、随時行うこととする。

ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

IV. 運送約款の認可 (法第11条第1項)

(1) 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

(2) 道路運送法施行規則第12条各号に掲げる記載事項が明確に定められていること。

V. 運賃及び料金の認可 (法第9条の3第1項)

別に定めるところにより行うものとする。

VI. 事業計画の変更の認可 (法第15条第1項)

1. 関西国際空港における取扱い

(1) 泉佐野市、田尻町、泉南市のうち関西国際空港の区域に営業区域を拡大する事業計画変更認可にあつては、I. 1. (1) 又は(8)に掲げる営業区域を有する事業者であつて、かつ、行政処分期間中を除くものとし、少なくとも以下の条件を付すこととする。

① 関西国際空港を発地とする旅客の輸送に限る。

VII. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証等があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. この公示中、I. 3. (2)②の規定は、平成16年1月31日以前に受付した申請については、なお従前のおり、下記取扱いでもよいこととする。
 - (1) 申請する事業区域において5年以上運転経歴があること。
 - (2) 申請事業区域内において次に該当する期間が、申請日を含み申請日前3年以内に2年以上ある者であること。
 - ① 自動車の運転を職業とした期間。
 - ② 一般旅客自動車運送事業の運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（当初運転者として雇用され、引き続き管理者となった者に限る。）。
3. この公示中、III. 1. (1)①の規定は、平成15年1月31日までの申請に限って特例措置により、なお従前の取扱い（65歳以上75歳以下）による。
4. この公示中、III. 2. (1)の規定は、平成15年1月31日までの申請に限って特例措置により、なお従前の取扱い（75歳以下）による。
5. 事案の処理に際しては本審査基準によるほか、申請窓口に備え置く「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の申請に対する処分に関する処理方針」の細部取扱いについて（平成14年1月18日付け近運旅二第8030号）通達の定めによるものとする。
6. 平成13年3月15日付け近運旅二公示第11号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許及び事業計画変更認可に関する審査基準について」及び同日付け近運旅二公示第12号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の譲渡譲受認可等に関する審査基準について」並びに同日付け近運旅二公示第14号「免許等に係る抽選方法等について」は、平成14年1月31日限りでこれらを廃止する。
7. 公示改正後平成24年2月1日から3月31日までの間について申請は受け付けない。
8. 平成24年度に限り、III. 1. (3)に定める法令の試験のうち平成24年5月の試験は実施しない。

附 則

この公示は、平成17年 2月21日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成17年 4月 1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成17年 4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則

この公示は、平成18年 3月30日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成20年 6月14日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成21年 3月11日以降に処分を行うものから適用する。

附 則

この公示は、平成24年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。